

# 商品概要説明書

2021年3月1日現在

商品名：普通預金		
販売対象	法人および個人の方	
期間	期間の定めはありません。	
預入	預入方法	随時預入できます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時払い戻しできます。	
利息	適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・法人の方は総合課税となります。</li> </ul>	
手数料	キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方は、「総合口座」の取扱いができます。総合口座へ自動継続型の定期預金をお預け入れになりますと、当該定期預金を担保とし、合計額の90%（円未満切捨て）または200万円のいずれか少ない金額まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・個人の方は、マル優の取扱いができます。</li> </ul>	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

## 商品名：普通預金

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（８時４５分～１７時１０分、電話：０８５２－２３－５５０５）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取りができます。</p>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息等が保護されます。）</p>